

◆リスク分担表

リスクの種類	内容		負担者			
			大阪市	認定計画提出者		
共通	法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による協定解除		協議事項※1		
		認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響がある法令等の変更による損害の負担			○	
	第三者損害	工事・維持補修・管理運営において、大阪市の要因で公園利用者又は施設利用者等の第三者に損害を与えた場合		○		
		工事・維持補修・管理運営において、認定計画提出者の要因で公園利用者又は施設利用者等の第三者に損害を与えた場合			○	
	資金調達	必要な資金確保			○	
	金利変動	設置等予定者決定後の金利変動			○	
	不可抗力※2	不可抗力による業務の変更、中止、延期、臨時休業※3	公募対象公園施設		○	
			特定公園施設	○		
		不可抗力による施設・設備の復旧費用	公募対象公園施設		○	
			特定公園施設（グレードアップ施設）	○※4	○※4	
			特定公園施設（上記以外の施設）	○		
	不可抗力による協定解除		協議事項※1			
	事業の中止・延期	大阪市の責（予算不成立による場合を除く）による中止・延期		○		
		認定計画提出者の責任による中止・延期			○	
		認定計画提出者の事業放棄・破綻			○	
	債務不履行	大阪市の協定内容の不履行		○		
		認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行			○	
	性能リスク	大阪市の要求する仕様（水準を含む）の不適合に関するもの			○	
	住民対応リスク	本事業の実施自体に対する住民反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するもの		○		
上記以外の住民反対運動、訴訟、要望、苦情などへの対応に関するもの			○			
設計・施工	物価変動	建設譲渡契約締結後のインフレ、デフレ		公募対象公園施設	○	
				特定公園施設	○※5	○※5
	地中埋設物	地中埋設物等の撤去工事の実施	公募対象公園施設			○
			特定公園施設			○
		費用負担	公募対象公園施設			○※6
			特定公園施設		○	
	土壌汚染	土地の形質変更に関する届出及び土壌汚染状況調査報告書の提出手続き	公募対象公園施設			○
			特定公園施設			○
		本公園において土壌汚染が発見された場合の費用負担及び措置※7	公募対象公園施設			○※6
			特定公園施設		○	
	整備費の増大	上記以外の原因による整備費の増大		公募対象公園施設		○
				特定公園施設		

管理運営	公園使用料	公園条例の改正に伴う公園使用料（納付額）の負担			○
		公園条例の改正が収支計画に多大な影響を及ぼす場合		協議事項※1	
		大阪市からの指示による連続して1月以上の休業		○	
		大阪市からの指示以外による休業			○
	申請コスト	申請費用の負担			○
	引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担			○
	施設競合	競合施設による利用者減、収入減			○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			○
	運営費の増大	大阪市の責による運営費の増大		○	
		大阪市以外の要因による運営費の増大			○
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合		協議事項※1	
	施設・機器等の損傷 (修繕)	修繕の実施	公募対象公園施設及び占有物件		○
			特定公園施設（グレードアップ施設）		○
			特定公園施設（上記以外の施設）	○	
		費用負担	公募対象公園施設及び占有物件		○
			特定公園施設（グレードアップ施設）	○※8	○※8
			特定公園施設（上記以外の施設）	○※9	
	損害賠償※10	施設、機器等の不備による事故			○
		大阪市の事業管理上又は施設管理上に帰責理由があることによる事故		○	
	運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク			○
大阪市の事業管理上に帰責事由があることによる運営リスク		○			

- ※1 大阪市と認定計画提出者が協議を行ったにもかかわらず、事象の発生から一定期間以内に対応方針について合意が成立しない場合の措置については、個別協定・個別契約によるものとする。
- ※2 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象にあって、外部から生じた原因であり、かつ認定計画提出及び大阪市がその防止の為に相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ※3 特定公園施設、公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、公園管理者は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがある。また、災害発生時に、公園を避難場所として使用する場合など災害対応のために必要な場合、公園管理者は、認定計画提出者に対して公募対象公園施設の業務の一部又は全部の停止を命じることがある。なお、その場合においても、公園管理者は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行わない。
- ※4 施設・設備の復旧工事については認定計画提出者の責任により行い、費用については大阪市と認定計画提出者の折半とする。
- ※5 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、特定公園施設の建設費が著しく不適当となったときは、認定計画提出者は、大阪市と協議の上、基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等を対象とした建設費の変更を請求することができる。なお、その場合の認定計画提出者の負担は残工事費の1.0%とする。
- ※6 認定計画提出者の負担とするが、本事象が公募対象公園施設の整備に多大な影響を及ぼす場合は、大阪市と協議の上、施設配置の変更を行うことができるものとする。
- ※7 土壌汚染が発見された場合の措置とは、土壌汚染対策法に基づく、土壌汚染状況調査、汚染除去等計画の提出、その他措置に係る行為
- ※8 原則、認定計画提出者の負担とするが、管理運営に伴って施設等が損傷した場合など認定計画提出者に帰責事由がない場合については、「4 特定公園施設に係る事項 (4) 特定公園施設の管理運営について」に記載のとおり取り扱うものとする。
- ※9 管理運営に伴って施設等が損傷した場合など認定計画提出者に帰責事由があるときを除き、大阪市がそのリスクを負うものとする。
- ※10 認定計画提出者は、リスクに応じた保険に加入すること。